



事業、制度など

高齢者などに係る

インフルエンザの定期接種開始日の前倒し

概要	高齢者など（対象者参照）に係るインフルエンザの定期接種は、例年10月1日に開始となりますが、今期は、流行の開始が例年と比較して1カ月半程度早いことを踏まえ、市内の協力医療機関において9月18日から接種を開始します。
対象者	接種当日に座間市に住民登録があり、1または2に該当する方 1. 接種日当日に65歳以上の方 2. 60歳から64歳までの方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方で身体障害者手帳の1級に該当する方
自己負担金	1,700円
注意点	○ワクチンの供給状況などは医療機関ごとに異なります。接種を希望する方は、直接、市内の協力医療機関にお問い合わせが必要です。 ○相模原市、海老名市、綾瀬市の協力医療機関では、9月中は、接種費用の助成を受けることはできません。 ○新型コロナウイルス感染症の高齢者などに係る定期接種は、10月1日から開始します。
問い合わせ先	健康部 健康医療課 TEL 046 (252) 7995 FAX 046 (255) 3550

